

平成26年度労働報酬下限額について

足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第9条第1項の規定により、平成26年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第9条第3項の規定により告示する。

平成25年12月13日

足立区長 近藤 弥生



(1) 足立区公契約条例第9条第1項第1号に規定する額

[単位：円（1時間当たり）]

NO.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,318
2	普通作業員	1,935
3	軽作業員	1,440
4	造園工	2,105
5	法面工	2,453
6	とび工	2,475
7	石工	2,600
8	ブロック工	2,465
9	電工	2,442
10	鉄筋工	2,498
11	鉄骨工	2,340
12	塗装工	2,555
13	溶接工	2,735
14	運転手（特殊）	2,273
15	運転手（一般）	1,880
16	潜かん工	2,690
17	潜かん世話役	3,195
18	さく岩工	2,442
19	トンネル特殊工	2,532
20	トンネル作業員	2,183
21	トンネル世話役	2,892
22	橋りょう特殊工	2,690
23	橋りょう塗装工	2,802
24	橋りょう世話役	3,105
25	土木一般世話役	2,465
26	高級船員	2,915

NO.	職 種	労働報酬下限額
27	普通船員	2,273
28	潜水士	3,713
29	潜水連絡員	2,555
30	潜水送気員	2,532
31	山林砂防工	2,712
32	軌道工	4,095
33	型わく工	2,273
34	大工	2,565
35	左官	2,510
36	配管工	2,195
37	はつり工	2,385
38	防水工	2,700
39	板金工	2,520
40	タイル工	2,442
41	サッシ工	2,330
42	屋根ふき工	1,584
43	内装工	2,397
44	ガラス工	2,228
45	建具工	2,498
46	ダクト工	2,115
47	保温工	2,082
48	建築ブロック工	2,299
49	設備機械工	2,250
50	交通誘導員A	1,272
51	交通誘導員B	1,137

※ただし、次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、1,008円とする。

(i) 労働者等の合意の下、見習い、手元等の労働者と使用者が判断する者

(2) 足立区公契約条例第9条第1項第2号に規定する額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	910
---------	-----

(3) 足立区公契約条例第17条の規定により同条例の適用を受ける指定管理者との協定に係わる労働報酬下限額

[単位：円（1時間あたり）]

労働報酬下限額	910
---------	-----